

許可番号 29-ユ-300223

許可年月日 令和 7年 1月 1日

## 有料職業紹介事業許可証

(氏名又は名称) 株式会社up now

(所在地) 東京都渋谷区神宮前六丁目23番4号  
桑野ビル2階

上記の者は、職業安定法第30条第1項の許可を受けて、下記のとおり有料職業紹介事業を行う者であることを証明する。

令和 7年 1月 1日

厚生労働大臣

福田 資麿



記

1 取扱職種の範囲等

全職種

国内

名称 株式会社up now

2 事業所の

所在地 奈良県香芝市狐井201-3

3 許可の有効期間 令和 7年 1月 1日から令和 9年12月31日までとする。

**求人者・求職者の皆様へ**

・ 事業所名 株式会社 upnow 許可番号 29-コ-300223

●取扱職種の範囲等

- ・ 職種は全職種・ 地域は全国

●手数料に関する事項

- ・ 求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	5,000 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100%（または 円） 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100%（または 円） 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 300,000 円 活動 1 日あたり 40,000 円 (または活動 1 時間あたり) 5,000 円
求人者の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100%（または 円） 手数料負担者は 求人者 とします。

- ・ 求職者からは手数料は徴収いたしません。

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先： 職業紹介責任者 今上 順一郎 連絡先 070-9134-1316

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱責任者は職業紹介責任者の今上 順一郎です。
- (2) 当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。
  - 第 1 条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は株式会社 upnow の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 今上 順一郎とする。
  - 第 2 条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第 1 条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
  - 第 3 条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
  - 第 4 条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 今上 順一郎とする。

## ●返戻金制度に関する事項

- ・ 当事業所は返戻金制度を設けています。返戻金制度の内容は以下のとおりです。  
紹介した人材が、自己の都合により、1か月以内の退職：紹介手数料の80%、  
1か月以上3か月以内の退職：紹介手数料の50%を返金  
※対象外：自己都合退職以外、または期間経過後の退職

## ●違約金規約に関する事項

求人者は、当社が求職者を紹介した日から1年間（以下「禁止期間」という）は、選考結果（内定、不採用、選考辞退、内定辞退等）の如何にかかわらず、当社の書面による事前の承諾なく、当該求職者を直接雇用（正社員、契約社員、パート、アルバイト、業務委託等、契約形態を問わない）してはならない。求人者が前項に違反し、求職者を直接雇用した場合、または求人者の関連会社（親会社、子会社、グループ会社、及び役員・従業員が実質的に経営を支配する他社）において雇用した場合、求人者は当社に対し、違約金として金500万円（または、当該求職者の想定手数料に相当する額の3倍の金額）を支払うものとする。求人者が、当社からの紹介以前に当該求職者から直接応募を受けていた、あるいは他媒体・他社から紹介を受けていたと主張する場合、求人者は、当社が紹介した日から[3]営業日以内に、その事実を証明する客観的な証拠（応募日時の記録等）を添えて当社に書面で通知しなければならない。当該期間内に通知がない場合は、当社の紹介によって雇用が成立したものとみなす。

# 業務の運営に関する規程

事業所名 株式会社 up now

## 第1 求人

1. 本所は、取扱職種の種類等に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
2. 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人申込書により、お申し込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
3. 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
4. 求人受付の際には、事務費用を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けた手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

## 第2 求職

1. 本所は、取扱職種の種類等に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職申込書によりお申し込みください。

## 第3 紹介

1. 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
2. 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
3. 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メー

ルの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめこれらの方法以外の方法により明示を行います。

4. 求職の方を求人者に紹介する場合には、求人者宛に紹介状を発行します。その紹介状を、本所から電子メールまたは郵便等により求人者へお届けするか、求職の方が持参して求人者へ行っていただきます。
5. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
6. 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
7. 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

#### 第4 その他

1. 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
2. 苦情がある場合は、本所の個人情報管理・苦情処理責任者にお申し出ください。また、最寄り労働局等の苦情申出等受付担当者宛に申し出ることもできます。
3. 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。また、本所職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6ヶ月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
4. 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は有料職業紹介事業に係る個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。
5. 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
6. 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
7. 本所の取扱業種の範囲等は、国内における全職種（法令により取扱いが制限されている業務を除く）を対象とします。
8. 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべ

て職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

2026年5月14日

代表者 株式会社 up now  
代表取締役 今上 順一郎

# 個人情報の取り扱いに関する同意書

株式会社upnow  
個人情報保護管理者 今上 順一郎

## 1.個人情報の収集・利用目的

皆さまからお預かりした個人情報は、以下に定める人材紹介活動のために利用いたします。

- ・最適な求人案件を紹介するため
- ・選考を希望する企業に対して求職者情報を提供するため
- ・入社が決定した企業に対して求職者情報を提供するため
- ・転職活動や求人案件に関する情報提供をするため

## 2.個人情報の提供

有料職業紹介事業における法的義務を遵守し、人材紹介希望者の個人情報を経歴書等の書類を通じて応募を希望する求人企業へ提供いたします。

また、以下の場合を除き、人材紹介希望者の同意を得ずに第三者へ提供することはありません。

- ・本人の同意を得ることが難しい場合で、生命、身体、または財産の保護が必要なとき
- ・本人の同意を得ることが難しい場合で、公衆衛生の向上や児童の健全な育成が特に必要なとき
- ・国の機関、地方公共団体、またはその委託を受けた者が法令に基づく業務を遂行する際に協力が必要で、本人の同意を得ることが業務に支障を及ぼすとき
- ・法令に基づく場合
- ・事業の承継に伴って個人情報の提供が必要な場合

## 3.個人情報の委託

より良いサービス提供のために上記1に定める利用目的の範囲内で人材紹介業務を第三者に委託する場合があります。この場合、当社と当該委託先とのあいだで機密保持契約を締結し、個人情報保護のために適切な管理・監督を実施いたします。

## 4.個人情報の取り扱い

ご提供いただいた個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い適切に取り扱います。個人情報を提供することは任意ですが、もしご提供いただけなかった場合、適切なサービスの提供ができない可能性があります。

また、個人情報の返却は致しかねますので予めご了承ください。

## 5.個人情報の開示等

お預かりした個人情報の開示、訂正、利用停止等のお問い合わせにつきましては、以下の個人情報総合窓口までご連絡ください。

株式会社upnow 個人情報保護担当者 今上 順一郎

所在地: 奈良県香芝市狐井201-3

TEL: 070-9134-1316

以上の個人情報の取り扱いに同意いたします。

年 月 日 名前 \_\_\_\_\_